

市民の皆様からの意見を募集します

新百合ヶ丘駅北側地区 まちづくりの基本的考え方（案）について

新百合ヶ丘駅周辺のより魅力的な広域拠点の形成に向けて、交通環境の改善や公共施設の建替えなどのまちづくりを進めていく上での考え方を示し、市民の皆様と共有するため、「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」の（案）を作成しましたので、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

1 意見募集期間

令和7(2025)年12月15日（月）から令和8(2026)年1月19日（月）まで

※郵送は当日消印有効。持参は令和8(2026)年1月19日（月）の17時15分まで

2 閲覧場所

- | | |
|----------------|------------------------------|
| ・川崎市ホームページ | ・支所・出張所、図書館（本館・分館） |
| ・市民館（本館・分館） | ・教育文化会館 |
| ・川崎市アートセンター | ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階） |
| ・各区役所の市政資料コーナー | ・まちづくり局市街地整備部地域整備推進課（本庁舎19階） |

3 意見提出方法

① 郵 送

〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1 川崎市まちづくり局市街地整備部地域整備推進課

② 持 参

まちづくり局市街地整備部地域整備推進課（本庁舎19階）

③ FAX

044-200-0984（まちづくり局市街地整備部地域整備推進課）

④ インターネット入力フォーム

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントの

専用ページから専用のフォームを使って所定の方法により送信してください。



専用ページ
(川崎市HP)

※1 意見書の書式は自由ですが、「**題名**」、「**氏名**」（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「**連絡先**」（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※2 個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき、厳重に保護・管理されます。

※3 電話による意見等は受け付けておりませんのでご了承ください。

※4 ご意見に対する個別の対応はいたしませんが、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページ等で公表します。

5 問合せ先

川崎市まちづくり局市街地整備部地域整備推進課

電話：044-200-2743 FAX：044-200-0984

新百合ヶ丘駅 北側地区 まちづくりの 基本的考え方（案）

ご意見をお聞かせください。



意見募集期間

令和7(2025)年 12月15日（月）

～ 令和8(2026)年 1月19日（月）

新百合ヶ丘駅 北側地区 の『これから』のまちづくりにむけて

新百合ヶ丘駅周辺は、昭和49年の駅の開業を契機に土地区画整理事業が進み、川崎市総合計画において広域拠点に位置づけられ、官民連携でのまちづくりが進められてきました。

現在では、商業・業務・公共機能及び芸術・文化施設等が集積しており、公共空間を活用したイベントの開催など、地域の特徴を生かしたにぎわいと魅力あるまちづくりが進められています。

一方で、駅の北側を中心に、駅周辺の交通渋滞や、にぎわいの不足、土地区画整理事業当時に建築された建物の高絶年化等、様々な地域課題が顕在化してきており、地域の皆様から地域課題についてのご意見寄せられています。

このような中、新百合ヶ丘駅周辺のまちの将来像や方針図等を定めた「**新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針**」を令和7年3月に策定し、同方針に駅北側のまちづくりの検討を進めていくことを掲げ、5月には、駅北側地区のまちづくりについての「方向性」を公表し、様々な取組により市民意見を伺うなど、幅広い検討を進めてきました。

この度、駅北側地区のまちづくりについて、



交通環境の改善に向けた都市基盤整備

高絶年化した区役所等の公共施設の再編

にぎわいや魅力を創出する都市機能誘導

などの今後の取組に関する基本的な考え方を示し、市民の皆様と共有するため、「**新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方（案）**」を作成しました。

「新百合ヶ丘駅 北側地区まちづくりの 基本的考え方」の構成

⇒ 中面に抜粋して掲載しています。
開いてご覧ください。

第1章 総論

第2章 市民意見の把握

第3章 まちづくりの検討に向けた諸条件の整理

第4章 交通環境改善の考え方

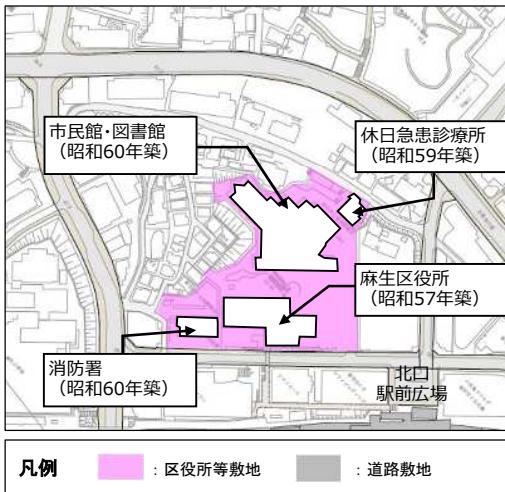
第5章 公共施設再編の考え方

第6章 都市機能誘導の考え方

第7章 新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方

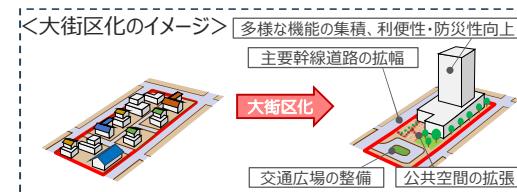
(1) 官民敷地の一体的な活用について

早急な対応が求められている駅北側の交通環境の抜本的な改善に向けて、官民敷地（民有地と区役所等の公有地）の一体的な活用について整理しています。（本編 P22／概要版 P6）



区役所等の公共施設の敷地（**■**）や道路・駅前広場（**■**）等の「公有地」のみでは、交通広場や道路の整備などの**抜本的な交通環境の改善は困難な状況です。**

公有地だけでなく民有地を含めた官民敷地の一体的な活用による大街区化により、官民連携して街区内の都市基盤の整備による抜本的な交通環境の改善とともに、多様な都市機能の集積等、将来を見据えたまちづくりをめざします。



(2) 麻生区役所等の公共施設の建替えについて

高経年化した公共施設（築40年以上が経過する区役所、市民館・図書館、消防署、休日急患診療所）について、「建替えする場合」と「継続使用する場合」とを比較検討しました。（本編 P24／概要版 P8）

| 検討の視点 | 建替え (官民敷地の一体的な活用による大街区化で実施) | | 継続使用 (将来的な建替えは個々の敷地で実施) | |
|-------|--------------------------------------|---|---|---|
| | ○ | × | ○ | △ |
| 交通環境 | 大街区化による交通機能の再編・拡充等による交通環境の改善が可能 | | 整備範囲が限定的となり、交通環境の改善に至らない | × |
| 都市機能 | 大街区化による多様なニーズに対応した複合的な用途・機能の誘導が可能 | | 敷地形状等の制約から官民連携した都市機能の整備が困難 | △ |
| 機能更新 | 大街区化による施設配置の自由度が増し、防災やぎわいに資する機能更新が可能 | | 現状の施設配置に留まるため、既存施設との連携強化やアクセス性向上には制約がある | △ |
| 経済性 | 大街区化による施設配置の自由度が増し、仮移転が伴わない建替えが可能 | △ | 現地での建替えとなることから仮移転費用が必要となる | △ |

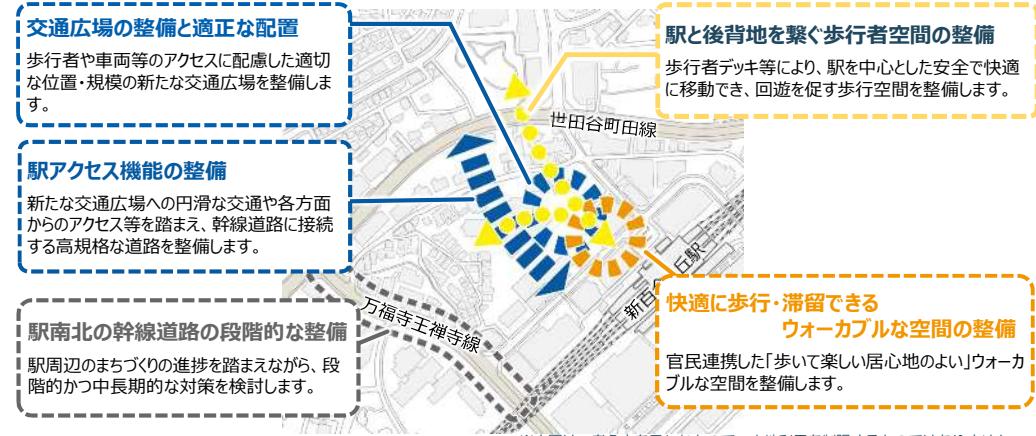
検討結果

駅北側の公共施設について、「継続使用」した場合、官民連携したまちづくりの可能性を狭め、交通環境の改善を困難にするなど、将来的により困難な課題を残すことになります。

官民敷地の一体的な活用による大街区化を図り、都市基盤整備と併せて、公共施設の建替えや駅前の都市機能誘導を同時に進めることが妥当と考えられます。

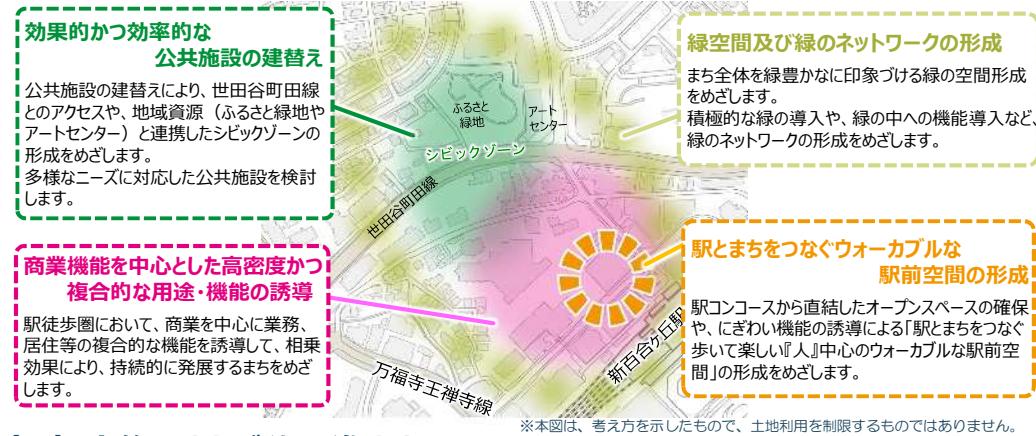
(1) 都市基盤の考え方

新百合ヶ丘駅北側地区の「都市基盤の考え方」について、方針と概ねのエリアを方針図として示しています。（本編 P54／概要版 P16）



(2) 土地利用の考え方

新百合ヶ丘駅北側地区の「土地利用の考え方」について、方針と概ねのエリアを方針図として示しています。（本編 P55／概要版 P17）



(3) 今後のまちづくりの進め方

| 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度以降 |
|-----------------------------|--|-------------------------------------|-------------|-------------------------------|
| 「新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針」 <策定> | 「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」の策定に向けた方向性 <公表> | 「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方(案)」 <公表> | パブリックコメント手続 | 「新百合ヶ丘駅北側の公共施設の基本計画」の作成 |
| | | | | 「新百合ヶ丘駅北側の公共施設の基本計画」に基づく取組の推進 |

